

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	公平委員会事務事業			事業コード	1473
所属コード	340200	課等名	公平委員会事務局	係名	
課長名	櫻 正伸	担当者名	小野 道治	内線番号	2613
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	市民の負託に応える組織の構築・人材の育成	コード	4
	基本事業	組織・人事の適正化	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 9 目 公平事務（001-01） 一般会計 2 款 1 項 9 目 不服申立事案に係る準備手続事務（001-02）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 26 年度
根拠法令等 (H26)	地方公務員法第 7 条 2 項			

(2) 事務事業の概要

地方公務員法の規定により設置が義務付けられている公平委員会の運営

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 26 年度 盛岡市公平委員会設置条例制定

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

行政改革の進行等（定数削減による職場環境の変化，給与費削減等の待遇変化）やコンプライアンスの徹底による業務見直し（経理の適正化）に伴う事案の発生が予想される。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

勤務条件に関する措置要求者，不利益処分についての不服申立人，苦情相談申立人

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込	26 年度 実績
A 勤務条件に関する措置審査件数	件	0	0	0	1	0
B 不利益処分についての不服申立審査件数	件	0	0	1	1	0
C 苦情相談申立件数	件	0	0	0	1	1

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- 1) 平成25年度以降に提出された不服申立案件の審査
- 2) 昭和 50 年代に提出された不服申立の処理

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 公平委員会の年間開催回数	回	2	2	2	2	2
B 全公連理事会等への出席（参加）回数	回	1	1	1	1	1
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

不服申立て等の適正かつ迅速な審査・判定を行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 勤務条件に関する措置審査処理日数	□上げる □下げる ■維持	日	0	0	0	0	0
B 不利益処分に対する不服申立て審査 処理日数	□上げる □下げる ■維持	日	0	0	15	0	5
C 苦情相談処理日数	□上げる □下げる ■維持	日	0	0	0	0	1

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円	531	415	529	623	360
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円	531	415	529	623	360
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	400	400	520	400	440
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,600	1,600	2,080	1,600	1,760
計	トータルコスト A+B	千円	1,993	2,015	2,609	2,223	2,120
備考							

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：委員会の円滑な運営を行うことにより，組織・人事の適正化が図られる

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務であるため。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：法定事務であるため。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

内容：地方公務員法で設置が義務付けられており，廃止・休止することができない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

内容：申立人及び処分者に適正かつ迅速に審査結果をお知らせするため，審査を効果的に行うことで処理日数の短縮を図る。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：不服申立を行う職員のうち特定のものに対して申立等を拒否することはない。

(4) 効率性評価

削減できない。

現状において，最低限の人員により運営しているため。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	信頼される市政の確立	コード	104
	小施策（推進項目）	組織・人事の適正化	コード	1

(2) 改革改善の方向性

不服申立の案件処理については，県人事委員会で設定している不服申立処理に係る標準時間内での審理終了を目指す。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

盛岡市の不服申立案件処理事例が少ないことから、案件によっては審理の長期化が予測される。そのため、県人事委員会との連携を密にしたり、他市公平委員会の案件処理事例を参考とすることで、迅速で円滑な処理を目指す。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

平成 26 年度は、新たな不服申立ては 0 件であったが、1 件の苦情相談を対応した。限られた予算の中で全国公平委員会連合会理事会等への出席や、2 回の公平委員会の運営を行った。

また、新規の不服申立ての事案については、経験のある岩手県人事委員会事務局の助言を得ながら、審査を効率的に行うことにより処理日数を短縮する。